

# 生活

LIFE

## 時間外窓口を開設しています

市民課および税務課の窓口を延長して、次の業務を行っています。どうぞご利用ください。

開設場所	・市民課窓口 ・税務課窓口
開設日時	月～金曜日の午後5時15分～7時 ※祝日・年末年始は行いません
取扱業務	市民課
	税務課

※住所変更（転入・転出）などの業務は、お取り扱いできません。

### ▼市民課

☎ 23局3511 FAX 23局4270

### ▼税務課

☎ 23局3509 FAX 23局0180

## 行政懇談会の結果を

### 市ホームページに掲載

平成20年7月～10月に開催しました行政懇談会での意見などの詳細を、市ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

### ▼総務課

☎ 23局3506 FAX 23局0180

🌐 <http://www.city.tahara.aichi.jp>

## 「たはらのエコチャレンジ宣言」を登録しましょう

田原市では、毎日の暮らしの中で省エネ行動などに取り組み皆さんの「たはらエコチャレンジ宣言」の登録を募集しています。

### ■対象

市内在住・在勤・在学者。個人はもちろん、家族や学校、事業所などのグループ単位でも登録できます。

### ■登録方法

登録シート（提出場所などで配布もしくは市ホームページからダウンロード）に必要な事項と選択した省エネ実践項目を記入し、次の窓口へ提出するか、エコエネ推進室までファックスで送りください。

### ■提出場所

・エコエネ推進室

・市民生活課（赤羽根・渥美支所内）  
登録をする

登録後、登録カードと記念品をお送りします。  
年に一度（10月ごろ）、取り組みに関する報告をしていただいた方の中から、優れた方を表彰します。



### ▼エコエネ推進室

☎ 23局7401 FAX 22局3817

## 野犬対策にご協力を

●『通学時、児童・生徒が野犬に追いかけられた』  
●『家畜が野犬に襲われた』

最近、野犬に関するこのような苦情が多く寄せられています。野犬や野犬による被害を増やさないよう、次のことにご協力ください。

### ■市民の皆さんへ

生ゴミが、野犬のエサになってし

まいます。

・家庭から出る生ゴミは、必ず決められた日時・場所に出してください。  
・生ゴミを堆肥たいひにしている方は、コンポスターなどをご利用ください。  
・野犬には絶対にエサを与えないでください。

### ■犬を飼っている方へ

逃亡した飼い犬が、野犬になることがあります。

・係留器具（首輪・鎖・リード・杭）の破損・磨耗・変形を見つけたら、すぐに交換してください。  
・放し飼いは、絶対にしないでください。

### ■畜産農家の方へ

家畜などが野犬のエサになることがあります。

・家畜（牛・豚・鶏など）が襲われたり、家畜のエサが盗み食いされたりしないよう、畜舎周りに進入防止策（フェンス・カーテン等）を講じてください。  
・死亡した家畜は、正しく処理してください。

### ▼環境衛生課

☎ 23局3541 FAX 22局3817

### ▼県動物保護管理センター東三河支所

☎ (0532) 33局3777  
FAX (0532) 33局3779